

「位置情報のビジネス利用の検討(緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会)」について

I 背景

- 平成25年6月にIT総合戦略本部が決定した「世界最先端IT国家創造宣言」において、ビッグデータを活用した新産業・新サービスの創出がその柱の1つとして位置づけられるとともに、これを促進する上で、特に利用価値が高いと期待されている「パーソナルデータ」の取扱いについての利用環境の整備が1つの課題となっている。
- 総務省においては、これまでパーソナルデータの取扱いについて、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」や「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」において、先行的な検討を行ってきたところである。本検討会は、これらの先行的な検討も踏まえつつ、ビッグデータへの利活用が期待されている電気通信事業者が取り扱う位置情報について、通信の秘密、個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、ビジネス利用も含めたその社会的利活用を促進するための所要の整理を行うものである。
- なお、本検討会は、IT総合戦略本部の下に設けられた「パーソナルデータに関する検討会」の議論も踏まえ検討を行うとともに、その検討結果については、同検討会で継続されている法改正に向けた議論にも活用が期待されるものである。

II 論点

○ 本検討会では、以下の4つの論点について検討した。

1. 位置情報の取扱いの在り方について

位置情報について、そのプライバシー性の高さを踏まえつつ、適切にプライバシーを保護するとともにその利活用を促進するための同意取得等の在り方について。

2. 位置情報の加工(いわゆる匿名化)について

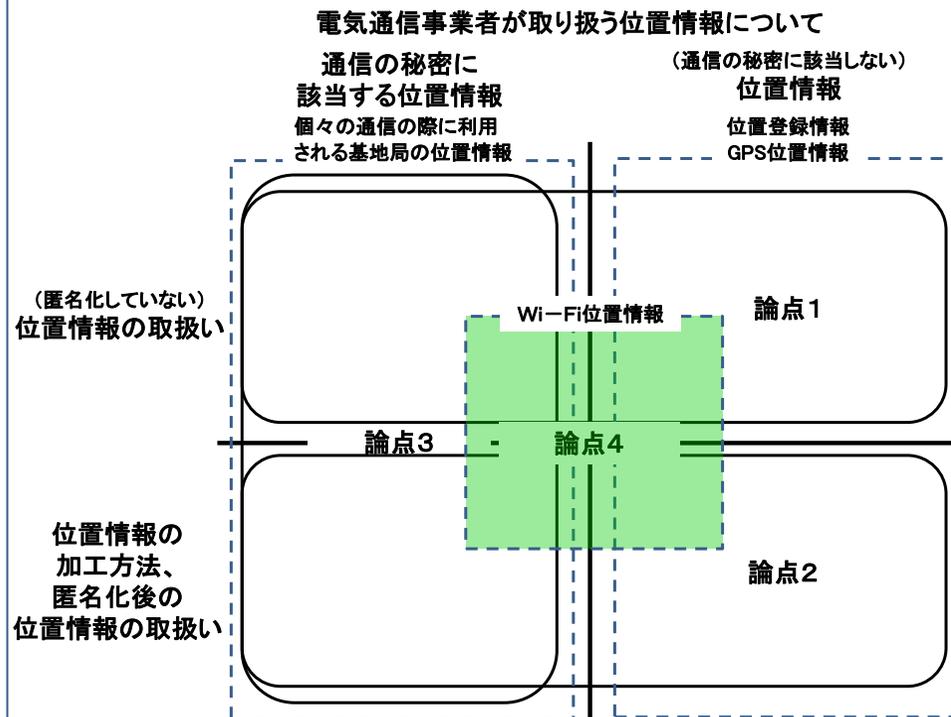
パーソナルデータに関する検討会(技術検討ワーキンググループ)での検討を踏まえつつ、位置情報の加工(いわゆる匿名化)について、加工方法、その加工の程度に応じた取扱い、加工後の情報の適切な取扱いについて整理。

3. 通信の秘密に該当する位置情報について

通信の秘密に該当する位置情報について、通信の秘密を侵害することなくその利活用を促進する観点から、これを加工(いわゆる匿名化)することとの関係を検討。

4. Wi-Fi位置情報について

位置情報としての利活用が期待されているWi-Fi位置情報について、基地局に係る位置情報・GPS位置情報についてこれまで整理されてきた考え方を踏まえ、その性質(通信の秘密・個人情報への該当性等)と取扱いについて検討。



「位置情報のビジネス利用の検討(緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会)」について

III 検討結果

1 位置情報の取扱いの在り方について

- 電気通信事業者がスマートフォン等の移動体端末から取得する位置情報の高いプライバシー性を踏まえ、電気通信事業者は、原則として、その提供するサービスごとに、位置情報の取得・利用・第三者提供について、個別かつ明確に利用者の同意を得ることが必要である。
- 位置情報のプライバシー性の高さを踏まえれば、同意を取得する前に、位置情報を取得されることに伴うプライバシー上のリスクについて利用者が理解できるような説明・表示を行うべきである。
説明事項 一取得者、一位置情報の種類(基地局情報、GPS位置情報、Wi-Fi位置情報等)、一精度、取得頻度、追跡期間、一利用目的、一第三者提供の有無及びその提供先、一保存期間、一位置情報に紐付けて利用される他の利用者情報、一利用者関与の仕組み 等
- 利用者が内容を理解した上で同意するためには、説明・表示が簡明であることが求められ、位置情報の種類、利用目的、第三者提供の有無といった特に重要な点について、概要として説明・表示し、詳細については別途誘導して説明するといった対応が推奨される。
- 位置情報の取得等の取扱いについて、利用者が事後的に同意内容を変更できる機能が設けられることを原則とすべきである 等

2 位置情報の加工(いわゆる匿名化)について

- 位置情報の加工方法について、具体的な手法を検討。
- その時点での技術水準では再特定化・再識別化が不可能又は極めて困難と言える程度に加工(「十分な匿名化」)された場合には、個人を特定されるリスクが大きく低減されており、利用者の同意なく利用・第三者提供が可能である。
- パーソナルデータに関する検討会での検討を踏まえつつ、(仮称)個人特定性低減データとして想定される位置情報の加工等について検討。
- 加工の結果、利用者の同意なく利用・第三者提供が可能となったとしても、事業者と利用者の信頼構築の観点等から、利用者に対して、その位置情報の取扱い(加工の方法や第三者提供に関する事項等)について分かりやすく説明・表示をすべき、利用者関与の手法としてオプトアウト機能が設けられることが望ましい。 等

3 通信の秘密に該当する位置情報について

- 通信の秘密に該当する位置情報を加工した上で利用・第三者提供することは、利用者の有効な同意がない限り、通信の秘密の侵害に該当し得る。
- その上で通信の秘密に係る位置情報を「十分な匿名化」をした上で利用・第三者提供することについて、
 - ① 対象となる情報の範囲が、通信内容以外の通信の構成要素のうち、通信の場所、日時及び利用者・端末識別符号に限定されること、
 - ② 加工の手法・管理運用体制が適切であること及びそれについて適切に評価・検証が行われていること、
 - ③ 利用者がいったん契約約款等に同意した後も、随時、同意内容を変更できる契約内容であって、同意内容の変更の有無にかかわらず、その他の提供条件が同一であること、
 - ④ 契約約款等の内容等について利用者に対する相応の周知が図られていることのすべての要件を満たしている場合であれば、契約約款等に基づく事前の同意であっても、有効な同意といえることができると考えられる。

「位置情報のビジネス利用の検討(緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会)」について

4 Wi-Fi位置情報について

- Wi-Fi位置情報については、端末利用者とアクセスポイント設置者との間の通信に基づく位置情報と、端末利用者がアクセスポイントから外部と通信を行うことで把握される位置情報に大別できる。前者については、他の位置情報と同様の取扱いが、後者については、通信の秘密に該当する位置情報としての取扱いがあてはまる。
- 位置情報を匿名化して利活用する場合、例えばアクセスポイントを設置する施設等において、看板・ポスター等を掲示し、位置情報の利活用について利用者に対し周知を行う等、その取扱いに当たってはWi-Fi位置情報の実態に配慮。

IV 今後の取組み

(1) 本検討会の整理を踏まえた位置情報の取扱い

- 本検討会の位置情報の取扱いに係る整理を踏まえ、まずは、電気通信事業者において、個別かつ明確な同意の取得や利用者に対する分かりやすい説明・表示等に取り組み、適切に位置情報の利活用を行っていくことが望ましい。
- 下記の実証や個人情報保護法の改正の状況を踏まえて、位置情報の取扱いを電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及びその解説に反映させることが適当である。

(2) 公的分野での利活用の実証

- 位置情報の公的分野での利活用においては、利用目的・主体・取扱い方法(保存期間、加工の方法、管理運用体制等)に応じたプライバシー上のリスクや利用者の受容度等を勘案して、その取扱いの在り方が検討されうる。
- まずは、利用者からの理解が得られやすい、災害救助や防災分野といった公共性の高い分野における、国、地方公共団体といった公的主体への第三者提供について、実証を進めていくべきである。

(3) 加工した位置情報の適切な利活用

- 「十分な匿名化」の水準については、共通の性質を有するデータセットについて、同様の利活用を行う事業者間で、その共通的な基準について検討を進めていくことが必要であると考えられる。とりわけ通信の秘密に該当する位置情報については、総務省及び関係事業者において引き続き検討をしていくことが必要である。
- 通信の秘密に該当する位置情報については、加工の方法・管理運用体制(「十分な匿名化」をする過程で作成される情報の管理体制を含む。)の適切性についての評価・検証の在り方について、総務省及び関係事業者において引き続き検討していく必要があると考えられる。また、総務省及び関係事業者において、具体的な加工の方法・管理運用体制の在り方について、安全性を確保するための技術(暗号化、秘密分散技術等)等も含め、実証・検証を進めていくべきと考えられる。

(4) 利用者への周知啓発

- 電気通信事業者が位置情報の利活用を進めていくに当たっては、利用者の理解と信頼関係の下、これを行っていくことが重要である。位置情報を取り扱う電気通信事業者においては、本検討会で整理された位置情報の取扱いを基に、利用者に対し適切に説明・表示を行うことが必要である。また、本検討会においては、事業者、政府、消費者団体等が協力し、利用者に対して、電気通信の仕組みも含めて、位置情報の利活用とその成果について広く周知を行い、利用者の理解を醸成していくことが重要である。